

意見書

第一回定例会では、2件の意見書を可決し、関係機関に提出しました。

●軽度外傷性脳損傷に関わる労災障害等級認定基準の見直しと教育機関への啓発・周知を求める意見書

「軽度外傷性脳損傷」(略称MTBI)は、交通事故や高所からの転落・転倒、スポーツ外傷などにより、頭部に衝撃を受け、脳内の情報伝達を担う神経線維「軸索」と呼ばれるケーブルが断裂するなどして、発症する病気である。

2007年(平成19年)、世界保健機構(WHO)の報告によれば、年間1000万人の患者が発生していると推測されており、その対策が急務とされている。MTBIは、高次脳機能障害として記憶力・理解力・注意力の低下をはじめ、てんかんなどの意識障害、半身まひ、視野が狭くなった

気を知らず気づかないため、職場や学校において理解されず、誤解を生じ、悩み苦しむケースも多く、またMRIなど画像検査で異常が見つかりにくいため、労災や自賠責の補償対象にならないケースが多く、働けない場合には、経済的に追い込まれるケースも多々あるのが現状である。

よって本区議会は、国および政府に対し、下記の点について対応するよう強く要望するものである。

- 1 他覚的な神経学的検査によって「軽度外傷性脳

記

損傷」と診断され働けない場合、労災障害年金が支給できるようにするため、「労災障害等級認定基準の見直し」をする。

2 文部科学省を通じ、「軽度外傷性脳損傷」について、教育機関への啓発・周知を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成25年3月15日
▽あて先：衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣

決議

第一回定例会で可決した決議文は次のとおりです。

●北朝鮮の核実験に断固抗議する決議

北朝鮮の国営通信社 朝鮮中央通信は、2月12日に3回目の地下核実験を実施したことを発表した。

わが国は、広島、長崎への原爆投下による被爆を経験した唯一の国であることから、多年にわたり、全世界に核兵器の廃絶を求め、また国際社会も核軍縮や核実験全面禁止への努力を積み重ねてきた。

練馬区は、すべての核兵器の廃絶と世界の恒久平和を願って、

を願って、「非核都市練馬区宣言」を昭和58年10月3日に決議した。また、米国、フランス、ロシアや中国、更にインド、パキスタン、イギリスが行った核実験に抗議し、即時中止を求める要請も行ってきた。

しかし、これらの努力を重ねてきたにもかかわらず、北朝鮮が、平成21年同様、ミサイル発射に引き続き再び核実験を強行したことは、誠に遺憾である。

このことは、わが国のみならず、東アジアおよび国際社会の平和と安全に対する重大な脅威であり、これは核兵器不拡散体制に対する重大な挑戦である。また、先般1月22日に全会一致で

採択された安保理決議2087号をはじめとする一連の国連安保理決議に明確に違反するものであるとともに、日朝平壤宣言や平成17年9月の六者会合共同声明にも違反するものである。

よって、本区議会は、北朝鮮の核実験に対して断固抗議し、厳重に抗議するとともに、核実験および安保理決議に違反する行為を今後行わないよう強く求めることをここに表明する。

以上、決議する。
平成25年2月18日
練馬区議会

要請書

3月14日に提出しました。

●「未臨界核実験」および「新型の核性能実験」中止を求める要請書

我が国は、広島、長崎への原爆投下による被爆を経験した唯一の国であることから、多年にわたり、全世界に核兵器の廃絶を求め、また国際社会も核軍縮や核実験全面禁止への努力を積み重ねてきました。

練馬区は、昭和58年(1983年)10月3日に、すべての核兵器の廃絶と世界

の恒久平和を願って、「非核都市練馬区宣言」を決議いたしました。これまで、フランスや中国、更にインド、パキスタン、イギリスが行った核実験に抗議し、即時中止を求める要請も行ってきました。また、北朝鮮が行った核実験についても、厳重に抗議するとともに、核実験を今後行わないよう強く求める決議をいたしました。

しかし、これらの抗議や要請にもかかわらず、貴国は、昨年10月から12月の間に、新型の核性能実験を2回実施したことを公表しました。貴国が、平成9年(1

997年)7月以降、「未臨界核実験」および「新型の核性能実験」を繰り返し強行していることは、誠に遺憾であります。

よって、本区は、貴国が「未臨界核実験」および「新型の核性能実験」を即時中止し、核兵器の廃絶と世界の恒久平和の実現に先導的役割を果たされるよう強く要請いたします。

平成25年(2013年)3月14日
▽あて先：アメリカ合衆国大統領

定例会の開催予定

次回の定例会は、6月3日(月)からの予定です。

傍聴受付

どなたでも傍聴できます。お気軽にお越しください。
*本会議
西庁舎9階の傍聴席入口
*委員会
西庁舎5階の議事事務局

短 信

●委員長の変更
平成25年3月11日付で区民生活委員会の委員長の辞任にもない、左記の変更がありました。
新委員長
笠原 じゅんこ 議員
前委員長
つばめ 幹男 議員

あ と が き

区議会だより第188号をお届けいたします。本号は平成25年第一回定例会の内容を中心に編集しました。本紙について、ご意見・ご要望がございましたら議会事務局までお寄せください。

◇ 広報・図書委員会
委員長 福沢 剛
委員長職務代理 宮原 義彦
委員 白石 けい子
委員 菊地 靖枝

●更生保護サポートセンターに関する意見書 (健康福祉委員会)

近年、保護観察対象者の抱える問題は複雑・多様化するともに、家族関係等の希薄化が進むことにより、自立困難な対象者が増加しており、保護司の処遇活動はより重要性を増している。

一方、茨城県における保護司宅への放火事件等、保護司活動に伴う被害も発生するなど、対象者との面接場所を確保することが困難な状況等が、保護司の充足率の低下の一因となっている。

法務省においては、この

ような状況を改善するため、更生保護サポートセンターの拡充を図っているところであり、当区に対しても、東京保護観察所長名による設置依頼を受けるとともに、練馬区保護司会からも議会陳情が提出されており、区および区議会における検討を重ねてきているところであるが、法務省における同センターの設置計画は、主に区市町村施設を利用したものであり、地方自治体の協力に依存したものである。

現在、本区においては、保護司活動の重要性に鑑み、保護司会に対する年額50万円の補助、社会を明るくする運動の協働実施、区立施

設利用時の使用料免除といった支援を行っているところである。

同センターは、地域における保護司活動の拠点として、保護司の処遇活動の支援、関係機関等との連携、犯罪・非行の予防活動など、地域社会の安全や住民福祉の向上に大きく寄与する施設であり、「すべての区民が安全に、かつ、安心して生活することができる社会の実現」を推進している本区にとっては、同センターの整備は喫緊の課題である。

しかしながら、同センターの設置義務については、本来的には法務省にあると考えるとともに、本区とし

ては、公正公平な行政運営の観点からも優先的に区立施設を提供することは、課題も多く、早急な実施が困難な状況である。

よって、本区議会は、貴職に対し、法務省所管の区内施設を利用して同センターの設置を行うことを強く要望するものである。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成25年3月15日
▽あて先：法務大臣